

平成20年相模原市議会6月定例会付議事件一覧

付議事件

(1) 議案	5件
基本構想	1件
条例	3件
広域連合規約等協議	1件
(2) 報告	4件
(3) 提出	6件
合計	15件

(付議予定案件 人事案件)

議案番号	件名(担当)	主 な 内 容																																		
71	相模原市基本構想について (企画財政局企画部)	本市の新たな基本構想を定めるもの 基本構想の構成 1 基本理念 2 都市像 3 基本目標 4 政策の基本方向 5 基本構想の推進に向けて																																		
72	相模原市立ふれあいセンター条例の一部を改正する条例について (健康福祉局保険高齢部)	相模原市立東林ふれあいセンターを設置するための規定の追加その他規定の整理をするもの (公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行。ただし、相模原市立東林ふれあいセンターの利用の承認申請の受付、指定管理者の指定その他必要な準備行為は施行日前においても行うことができるとする規定は、公布日施行) 1 名称 相模原市立東林ふれあいセンター 2 位置 相模原市東林間1丁目22番17号 3 基本利用料金 <table border="1" data-bbox="746 1055 1426 1626"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設名</th> <th>単位</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">多目的室</td> <td>多目的室1</td> <td rowspan="3">1日(午前9時～午後10時)</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>多目的室2</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>多目的室3</td> <td>2,800円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">工作室</td> <td></td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">会議室</td> <td></td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">陶芸窯室</td> <td>陶芸窯での焼成1時間につき</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ふれあい交流室</td> <td>ふれあい交流室1</td> <td rowspan="2">夜間(午後6時～午後10時)</td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td>ふれあい交流室2</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">団らん室</td> <td></td> <td>600円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名		単位	利用料金	多目的室	多目的室1	1日(午前9時～午後10時)	2,100円	多目的室2	2,100円	多目的室3	2,800円	工作室			2,400円	会議室			1,000円	陶芸窯室		陶芸窯での焼成1時間につき	300円	ふれあい交流室	ふれあい交流室1	夜間(午後6時～午後10時)	1,400円	ふれあい交流室2	900円	団らん室			600円
施設名		単位	利用料金																																	
多目的室	多目的室1	1日(午前9時～午後10時)	2,100円																																	
	多目的室2		2,100円																																	
	多目的室3		2,800円																																	
工作室			2,400円																																	
会議室			1,000円																																	
陶芸窯室		陶芸窯での焼成1時間につき	300円																																	
ふれあい交流室	ふれあい交流室1	夜間(午後6時～午後10時)	1,400円																																	
	ふれあい交流室2		900円																																	
団らん室			600円																																	
73	相模原市立公民館条例及び相模原市役所出張所設置条例の一部を改正する条例について (教育局生涯学習部)	相模原市立新磯公民館及び相模原市役所新磯出張所の大規模改修工事及び増築工事に伴い、その位置を、工事期間中は仮設の施設の所在地に、工事終了後は現在の施設の所在地に変更するもの (相模原市立新磯公民館及び相模原市役所新磯出張所の所在地を変更する規定は平成20年8月4日から、改修後の施設の所在地に変更する規定は公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行)																																		

施設の位置及び規模 ()改修前

区 分	仮 設	改 修 後
位 置	相模原市新戸 2, 268番地4	相模原市磯部 916番地3
構 造	軽量鉄骨造2階建	鉄筋コンクリート造2階建 一部軽量鉄骨造平屋建
建 築 面 積	143.24㎡	797.33㎡ (700.71㎡)
延べ床 面 積	286.48㎡	1,215.07㎡ (1,025.08㎡)

74 相模原市立相模原球場条例について
(教育局生涯学習部)

相模原市立相模原球場を設置するもの
(平成21年4月1日施行。ただし、指定管理者の指定の
手続に係る規定は公布の日、利用の承認等に係る規定は
平成20年10月1日施行)

- 1 名 称 相模原市立相模原球場
- 2 位 置 相模原市弥栄3丁目1番6号
- 3 設置の目的
スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、市民
の健康で文化的な生活の向上に寄与するため、設置す
る。

4 施設使用料

区 分	単 位	使 用 料
グ ラ ウ ン ド	専 用 利 用	入場料を徴収 する場合1日 につき 徴収した入場料の 総額に10分の1 を乗じて得た額 ただし、その額が 89,700円未 満の場合は、 89,700円
		入場料を徴収 しない場合2 時間につき 6,900円 ただし、業として催 し等に利用する場 合は、13,800 円
	一 般 利 用	1回 6,900円
体 育 室	専 用 利 用	午前9時から 午後0時まで 850円
		午後1時から 午後5時まで 1,150円
		午後6時から 午後9時まで 850円
		午前9時から 午後9時まで 2,850円

		個人利用	1回につき	大人 100円 小人 50円
		会議室	1時間につき	650円
		2 附属施設使用料		
		区分	単位	使用料
		役員室	1時間につき	650円
		本部室	1時間につき	650円
		審判員室	1時間につき	650円
		グラウンド ド夜間照明設備	30分につき	全点灯 6,900円
				1/2点灯 3,450円
				1/3点灯 2,300円
		スコアボード	1時間につき	1,000円
		放送設備	1時間につき	650円
		屋内練習場	1面1時間につき	450円 ただし、グラウンドと併せて利用しない場合は、650円
75	神奈川県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について (健康福祉局福祉部)	高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成18年政令第294号)の改正及び神奈川県後期高齢者医療広域連合に加入する市町村の事務の明確化のため、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年1月11日神奈川県指令市町第4号許可)を変更することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により関係市町村と協議するため、同法第291条の11の規定により提案するもの		

報告番号	件名(担当)	主 な 内 容
9	継続費繰越計算書について (企画財政局財務部)	平成19年度相模原市一般会計継続費繰越計算書 翌年度遞次繰越額合計 338,005,933円 (防災行政用同報無線統合整備事業外3件) 平成19年度相模原市下水道事業特別会計継続費繰越計算書 翌年度遞次繰越額合計 636,400円 (溝上大野台雨水幹線整備補助事業)
10	繰越明許費繰越計算書について (企画財政局財務部)	平成19年度相模原市一般会計繰越明許費繰越計算書 翌年度繰越額合計 1,176,595,950円 (道路改良事業(市道翠ヶ丘道路改良事業外12件) 平成19年度相模原市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書 翌年度繰越額 365,570,000円 (公共下水道整備補助事業(相模原系統ほか1)外2件)

1 1	事故繰越し繰越計算書について (企画財政局財務部)	平成19年度相模原市一般会計事故繰越し繰越計算書 翌年度繰越額合計 76,847,102 円 (市道小山22号維持補修工事外5件) 平成19年度相模原市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書 翌年度繰越額合計 112,819,200 円 (公共下水道相模川第6-イ-38雨水管整備工事(その1)外2件)
1 2	専決処分の報告について (総務局)	道路管理に係る損害賠償額 (84,252円)の決定の専決処分
		道路管理に係る損害賠償額 (134,173円)の決定の専決処分

提 出

件 名	担 当
相模原市土地開発公社経営状況説明書	企画財政局企画部
財団法人相模原市都市整備公社経営状況説明書	総務局
財団法人相模原市民文化財団経営状況説明書	市民局市民活力推進部
社団法人相模原市畜産振興協会経営状況説明書	環境経済局経済部
財団法人相模原市みどりの協会経営状況説明書	環境経済局環境保全部
財団法人相模原市みちの協会経営状況説明書	都市建設局土木部

付議予定案件 人事案件 公平委員会委員の選任について